

砥部町発達でこぼこ支援事業実施要綱

砥部町告示第 25 号

令和 4 年 3 月 18 日

(目的)

第 1 条 砥部町発達でこぼこ支援事業(以下「事業」という。)は、発達障害者支援法(平成 16 年法律第 167 号)第 13 条の規定に基づき、ペアレント・メンター及び発達障がい児の養育経験がある親(以下「ペアレント・メンター等」という。)による発達障がい児及び発達障がい者(以下「発達障がい児者」(発達障がいの可能性のある者を含む。以下同じ。))という。)の家族への相談支援及び助言を行うことにより、発達障がい児者及び家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、ペアレント・メンターとは、発達障がい児者の養育経験がある親であって、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた者をいう。

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、町内に居住地を有する、発達障がい児者の家族とする。

(実施主体)

第 4 条 事業の実施主体は砥部町とする。ただし、事業を適切に実施できると認められる場合は、ペアレント・メンターが所属する団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人等(以下「社会福祉法人等」という。))に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(事業の内容)

第 5 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) ペアレント・メンター等による相談事業
- (2) ペアレント・メンター等の育成・養成事業
- (3) 総合相談窓口事業

(関係機関との連携)

第 6 条 事業の実施にあたっては、必要に応じて関係機関との連携を図るものとする。

(利用料)

第7条 事業の利用料は、無料とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (令和4年3月18日告示第25号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日告示第65号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の砥部町発達でこぼこ支援事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。